神奈川県最低賃金改定等についての意見書

雇用環境の著しい変化の中で、今日、1000万人を超える労働者が年収200万円以下となっている。このようなことから賃金の格差が拡大傾向となり、均等・均衡待遇の観点から最低賃金制度が果たす役割がますます大きくなっていると考える。

このような状況を勘案すると、今日ほど賃金のセーフティネットの充実が求められている時はないと考える。最低賃金制度は賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットの一つである。

従って、真にセーフティネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の 改善は重要な課題であり、労働者を支援する労働行政の重要施策であると考える。

よって貴職におかれては次の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点にたち、一般労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。 また、特定最低賃金の改定については、基幹産業の組織労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。
- 2 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、本来あってはならない最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の 周知徹底を強化すること。
- 3 総枠としての最低賃金論議については、昨年改正された最低賃金法上、特に生活 保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活でき る最低賃金」となるよう適切な対応を早期に示すこと。
- 4 目安制度については、見直し年であることから、制度のあり方に関する検討を図るとともに、上げ幅だけでなく絶対額を重視した審議を行い、それを踏まえた目安を示すことができるよう検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月25日

平塚市議会